

第 1 1 回農地部会議事録

- 1 招集日 平成29年11月 6 日（月）
- 2 開会日時及び場所
平成29年11月 6 日（月） 午後 1 時55分
雲仙市役所本庁舎別館 3 階防災対策室
- 3 閉会日時 平成29年11月 6 日（月） 午後 3 時38分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

1 番	水口 正好	3 番	大島 忠保	4 番	渡部 篤	7 番	渡辺 勝美
8 番	本田 岩勝	9 番	林田 剛	10番	横田 晴喜	11番	松尾 文昭
15番	平野 利光	16番	森崎 茂徳	18番	内田 弘幸	24番	草野 定
28番	田浦 則利	32番	鵜殿 徳康	34番	馬場 保	36番	川内 幸徳

(2)欠席者（2名）

14番 吉田 良一 33番 渡邊 茂徳

(3)部会長の依頼により出席した委員（1名）

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参 事	増富 浩彦
主 査	福田 智美
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 議案第70号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第71号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第72号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第73号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第74号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴収について
- 日程第 7 議案第75号 土地改良事業に参加する資格について

午後 1 時55分開会

○事務局長（江口 秀司君） 皆さんこんにちは。農業委員会等に関する法律第 28 条第 4 項の規定に達しております。部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さんこんにちは。本日はご多忙の中、出席していただきありがとうございます。

それでは始めさせていただきます。

ただいまから平成 29 年第 11 回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第 70 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 71 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 72 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 73 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 74 号農用地利用配分計画（案）にかかわる意見聴取について、議案第 75 号土地改良事業に参加する資格について、以上 6 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規定第 12 条の規定により、7 番、渡辺勝美委員、10 番、横田委員、両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 70 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第 70 号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するような事実はないと思われます。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号 74 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡辺委員。

○委員（7 番 渡辺 勝美君） 議席番号 7 番、渡辺です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 74 番については、破産管財人からの申し出による案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号 74 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 70 号、受付番号 74 番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号 75 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡辺委員。

○委員（7 番 渡辺 勝美君） 議席番号 7 番、渡辺です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 75 番については、新たに農地を買い受けて営農を開始する案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号 75 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 70 号、受付番号 75 番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号 76 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15 番 平野 利光君） 議席番号 15 番、平野です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 76 番については、子に贈与する案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号 76 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 70 号、受付番号 76 番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号 77 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15 番 平野 利光君） 議席番号 15 番、平野です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 77 番については、妻に贈与する案件です。

農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号 77 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 70 号、受付番号 77 番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号 78 番、79 番は交換の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15 番 平野 利光君） 議席番号 15 番、平野です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 78 番、79 番については、耕作利便のための交換する案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号 78 番、79 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 70 号、受付番号 78 番、79 番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号 80 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鵜殿委員。

○委員（32 番 鵜殿 徳康君） 議席番号 32 番、鵜殿です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 80 番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号８０番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号８０番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号８１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鵜殿委員。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 議席番号３２番、鵜殿です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８１番については、子へ贈与する案件です。

農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号８１番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号８１番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号８２番について審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鵜殿委員。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 議席番号３２番、鵜殿です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８２番については、子へ贈与する案件です。

農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号８２番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号８２番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号８３番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 議席番号１８番、内田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８３番については、不在地主より買い受けの案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号８３番について、ご質疑ありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号８３番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号８４番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（２４番 草野 定君） 議席番号２４番、草野です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８４番については、子へ贈与する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号８４番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号８４番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号８５番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） １６番、森崎です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８５番については、不在地主より譲り受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号８５番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号８５番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号８６番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（２４番 草野 定君） 議席番号２４番、草野です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８６番については、経営規模拡大のため譲り受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号８６番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） 議席番号１６番森崎です。

２反近くあるのに無償ということは親戚か何かですかね。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いいたします。

○参事（増富 浩彦君） はい。何かちょっと親戚関係にはなるとは確認しました。ちょっと問題ありの案件で。ですので、休憩をとっていただけますか。

○議長（馬場 保君） ちょっと休憩します。

午後２時１７分休憩

.....

（休憩中、事務局より譲渡人と譲受人の関係とこれまでの経緯を説明）

午後２時３７分再開

○議長（馬場 保君） それでは、受付番号８６番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号８６番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号８７番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（１１番 松尾 文昭君） 議席番号１１番、松尾です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８７番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号８７番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号８７番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号８８番、８９番は交換の案件ですので一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（１１番 松尾 文昭君） 議席番号１１番、松尾です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８８番、８９番については、耕作利便のため交換する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号８８番、８９番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号８８番、８９番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９０番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。田浦委員。

○委員（２８番 田浦 則利君） 議席番号２８番、田浦です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９０番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号９０番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号９０番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。田浦委員。

○委員（２８番 田浦 則利君） 議席番号２８番、田浦です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９１番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号９１番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号９１番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９２番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（９番 林田 剛君） 議席番号９番、林田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９２番については、子に贈与する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号９２番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号９２番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９３番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） 議席番号１６番、森崎です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９３番については、６人の共有名義のうち譲渡人の持分のみ、譲り渡す案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号９３番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 議席番号１８番、内田です。

この全体で１万８６０円の対価になっているのは、普通に比べて安くないですか。お互いが納得していればというお話になつてでしょうけど、ちょっとこれはどういうあれか、ちょっと説明を地元委員さんにお願いします。

○議長（馬場 保君） 森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） 議席番号１６番、森崎です。

これは、譲受人が譲渡人のおじで、親族間でいろいろとあっているようで、対価は登記代くらいにしたようです。そして、農地も反対に金をもらって譲り受けたかようなところですよ。

○議長（馬場 保君） よろしいですか、内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号９３番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９４番、９５番は譲受人、借受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（４番 渡部 篤君） 議席番号４番、渡部です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９４番、９５番については、新たに農地を取得し営農を開始する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号９４番、９５番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号９４番、９５番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９６番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（４番 渡部 篤君） 議席番号４番、渡部です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９６番については、相手方の要望により譲り受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号９６番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７０号、受付番号９６番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第７１号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第７１号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第４条第２項各号に該当するような事実はないと思われます。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（３番 大島 忠保君） 議席番号３番、大島です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請の受付番号１１番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。

申請人は、平成１３年４月ごろより申請地を農業用施設として使用されていました。申請地は農振白地ですが、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であること

から第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が農業用施設であるため第1種農地の許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われます。

農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号11番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第71号、受付番号11番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号12番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号12番について、申請人は共同住宅への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、雲仙市役所愛野総合支所より300メートル以内に存在することから、第3種農地であると考えられます。

農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号12番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第71号、受付番号12番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号13番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号13番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請人は、建築年不明の農業用施設を平成28年9月に相続により取得されました。申請地は農振白地ですが、おおむね10ヘクタール

以上の規模の一段の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地であると考えられます。しかし、転用目的が農業用施設であるため、第１種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われます。

農地法第４条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても問題ありませんでしたので、許可に当たっては何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１３番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７１号、受付番号１３番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第４、議案第７２号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第７２号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第５条第２項各号に該当するような事実はないと思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号５３番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。水口委員。

○委員（１番 水口 正好君） 議席番号１番、水口です。

農地法第５条第１項の規定により、許可申請の受付番号５３番について、申請人は、住宅用地（一般個人住宅）への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第２種農地であると考えられます。

農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号５３番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７２号、受付番号５３番の転用申請を認め

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号５４番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。田浦委員。

○委員（２８番 田浦 則利君） 議席番号２８番、田浦です。

農地法第５条第１項の規定により、許可申請の受付番号５４番について、申請人は、資材置場への転用を計画されています。申請地は、平成２９年９月１９日に農振除外がされております。生産性の低いおおむね１０ヘクタール未満の一段の区域内にある農地であることから、第２種農地であると考えられます。

農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号５４番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７２号、受付番号５４番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第５、議案第７３号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

本案件につきましては林田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第３１条第２項の規定により退席をお願いします。

（９番 林田 剛委員 退場）

○議長（馬場 保君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第７３号について議案書をもとに説明）

本計画案は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画であると思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

２１ページ３１番から２２ページ３７番は所有権移転による案件、２２ページ３８番から１１２ページ４３番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。農地中間管理機構への貸し付けによる

案件のうち、４８番から１０７番は国見町宮田地区、１０８番から２１５番は吾妻町山田原地区、
２１６番から３４８番は吾妻・愛野・千々石町桃山田地区、３４９番から３７１番は愛野・千々石町
愛津原地区、３７２番から４３８番は千々石町田原地区に関するものです。

議案第７３号に対する質疑を行います。

まず、１５ページから１６ページについてご質疑ありませんか。森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） 議席番号１６番、森崎です。

１５ページの３番、４番、５番の賃借権は、これは対価は全部１万円て書いてあるけど、反当たりの単価じゃないとですか。それぞれ農地の広さが違うけんか、反当たり１万円やったら話はわかるけど。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） 全体で１万円ですよ。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） 全体で。

○参事（増富 浩彦君） はい。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） そんなじゃ、反当たりの単価は違うわけですね。

○参事（増富 浩彦君） はい。それぞれ、全体の対価が１万円ずつです。

○議長（馬場 保君） 従業員ですかねこれは、貸し人は。

○参事（増富 浩彦君） はい。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） わかりました。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。ないようですので、次に、１７ページから１８ページについてご質疑ありませんか。ページについてご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、１９ページから２０ページについてご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、２１ページから２２ページについてご質疑ございませんか。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、２３ページから２５ページについてご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、２６ページから４５ページ、宮田地区分を一括して審議いたしますので、ご質疑があるときはページ番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、４６ページから５７ページ、山田原地区分を一括して審議いたしますので、ご質疑あるときはページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、５８ページから９７ページ、桃山田地区分を一括して審議いたしますので、ご質疑あるときはページ番号と整理番号をお願いいたします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、９８ページから１００ページ、愛津原地区分を一括して審議いたしますので、ご質疑があるときはページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、１０１ページから１１２ページ、田原地区分を一括して審議いたしますので、ご質疑があるときはページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第７３号は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

本来ならばここで林田委員の入室を求めるところですが、林田委員は次の議案の関係者でもありますので、このまま審議を進めさせていただきたいと思います。林田委員には事前に了解を得ております。

次に、日程第６、議案第７４号農用地利用配分計画（案）に係わる意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第７４号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適正な計画であると思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

本案件は、農業経営基盤促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

１１８ページ２１番から１４７ページ７９番は、愛野・吾妻・千々石町桃山田地区に関するものです。

議案第７４号に対する質疑を行います。

まず、１１４ページから１１７ページについて、ご質疑がありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、１１８ページ２１番から１４７ページ７９番、桃山田地区分を一括して審議いたしますので、ご質疑があるときはページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７４号農用地利用配分計画（案）については特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第７４号につきましては特に異議なしと回答することに決定しました。

ここで林田委員の入室を求めます。

（９番 林田 剛委員 入場）

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、日程第７、議案第７５号土地改良事業に参加する資格についてを議題とします。

本案件につきましては渡部委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第３１条第２項の規定により退席をお願いします。

（４番 渡部 篤委員 退場）

○議長（馬場 保君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第７５号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

地元委員の意見をお聞かせください。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。

土地改良事業に参加する資格について、事務局より事業の概況について説明を受けました。現地確認においても特に問題はありませんでしたので、土地改良事業に参加する資格の承認に当たっては何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

一括で審議を行いますので、ご質疑ある場合はページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第75号土地改良事業に参加する資格の承認に当たってご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、ただいまの審議のとおり承認することに決定しました。

ここで渡部委員の入室を求めます。

（4番 渡部 篤委員 入場）

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年11月 6日

議 長

署名委員

署名委員